

館林都市計画工業団地造成事業の決定（群馬県決定）

都市計画館林大島地区工業団地造成事業を次のように決定する。

名 称		館林大島地区					
面 積		約 56.2 ha					
配置及び規模 公共施設の	道 路	種 別	名 称	幅 員	延 長	備 考	
		土地利用を考慮し適正な街区を形成するよう、施行区域内に幅員 9 m～12 m の区画道路を適切に配置する。					
		種 別	名 称	面 積	備 考		
	公園及び緑地	公園及び緑地は、面積が施行区域面積の 3 % 以上となるよう、施行区域内に適切に配置する。					
		下水及び工場排水は、処理後、新設調整池から大島新堀を經由して仲伊谷田承水溝（下流は一級河川板倉川）へ放流する。					
	その他の公共施設		雨水排水は、調整池により調整した後、大島新堀へ放流する。				
宅地の利用計画	区分		面積	比率	備 考		
	工業用地		約 45.8ha	81.5%	面積は公共用地の面積に応じて変わりうる。		
	(参考)	公共用地	道路・水路	約 3.8ha	6.8%	面積は公共施設の配置に応じて変わりうる。	
			公園及び緑地	約 2.8ha	4.9%	面積は公共施設の配置に応じて変わりうる。	
			調整池	約 3.8ha	6.8%	面積は公共施設の配置に応じて変わりうる。	
			小計	約 10.4ha	18.5%	面積は公共施設の配置に応じて変わりうる。	
	合計		約 56.2ha	100.0%			

「施行区域は計画図表示のとおり」

理 由 書

本地区は、主要地方道館林藤岡線の沿線に位置し、また東北自動車道館林インターチェンジから北へ4 km と高速交通網へのアクセス性に優れた区域である。

当該区域は、昭和45年5月25日付け首都圏整備法に基づく都市開発区域の指定を受けており、首都圏における計画的工業配置と均衡ある地域社会の発展に寄与するべく、都市計画事業として工業団地を造成しようとするものである。

館林市都市計画図

総括図 (A2 : S=1/25,000)

令和四年二月作成

番号	公園名	位置	面積 (ha)	
2-2-1	三角公園	大手町地内	0.10	
2-2-2	仲町公園	仲町地内	0.13	
2-2-3	緑町一丁目公園	緑町一丁目地内	0.20	
2-2-4	中道福公園	新館一丁目地内	0.20	
2-2-5	松原1号公園	松原一丁目地内	0.20	
2-2-6	美園町公園	美園町地内	0.20	
2-2-7	瀬戸谷公園	瀬戸町地内	0.11	
2-2-8	松原2号公園	松原二丁目地内	0.32	
2-2-9	松原3号公園	松原三丁目地内	0.18	
2-2-10	赤毛田1号公園	上赤毛田町地内	0.14	
2-2-11	東部中央公園	東部中央町地内	0.58	
2-2-12	高根1号公園	西高根町地内	0.15	
2-2-13	高根2号公園	西高根町地内	0.15	
2-2-14	大街道公園	大街道一丁目地内	0.27	
2-2-15	小森町2号公園	西高根町地内	0.17	
2-2-16	赤毛田2号公園	西高根町地内	0.17	
2-2-17	東部1号公園	つづじ町地内	0.17	
2-2-18	東部2号公園	花山町地内	0.17	
2-2-19	富士見公園	富士見町地内	0.25	
2-2-20	花山1号公園	花山町地内	0.28	
2-2-21	花山2号公園	花山町地内	0.45	
2-2-22	赤土北公園	赤土町地内	0.25	
2-2-23	赤土南公園	赤土町地内	0.25	
2-2-24	富士南公園	富士町地内	0.25	
2-2-25	富士西公園	富士町地内	0.25	
2-2-26	富士東公園	富士町地内	0.25	
計	3ヶ所		6.13	
緑地公園	3ヶ所	中央公園 緑町二丁目地内	1.8	
3ヶ所				
3ヶ所				1.0
3ヶ所				1.4
計	3ヶ所		4.2	
総合公園	8ヶ所	つづじ公園 緑町一丁目、つづじ町、松原町地内	106.3	
5ヶ所				20.6
5ヶ所				154.0
計	3ヶ所		280.9	
特殊公園	7ヶ所	茂林寺公園 藤上町地内	11.9	
1ヶ所			11.9	
計	8ヶ所		303.13	

番号	緑地名	位置	面積 (ha)
1	小森緑地	小森町一丁目地内	0.09
2	千代田町緑地	千代田町地内	0.15
3	松原緑地	松原一丁目地内	0.05
4	百保町緑地	大宮町、富士町、松原町地内	0.77
計	4ヶ所		1.06

地区名	施行者	施行面積 (ha)	施行年度
東部第一	市	79.5	昭37~51
東部第二	市	42.7	昭46~
東部第三	市	42.3	昭51~58
東部第四	市	11.4	昭53~64
東部第五	市	1.0	昭54~55
東部第六	市	10.9	昭56~5
東部第七	市	1.8	昭61~元
東部第八	市	73.2	昭61~
東部第九	市	34.2	昭元~
東部第十	市	74.7	昭11~
東部第十一	市	34.3	昭11~23

番号	道路名	基本幅員 (m)	延長 (m)	備考
3-3-1	国道1号	25(40.7~18)	8,100	全長21,730m
3-3-2	新館通り	25	850	東部広域7,600m
3-3-3	青柳広内線	25(44.45~25)	5,370	
3-3-4	五号線	25(70.04~12)	6,130	
3-3-5	東部縦貫線	25(39.2~25)	4,970	
3-3-6	12号線	25(32~23.8)	1,730	全長4,830m
3-3-7	板倉緑林線	16(31~15.5)	6,110	全長11,790m
3-3-8	西部一号线	20(31~20)	4,310	
3-3-9	西部二号线	16(27~16)	4,410	
3-3-10	西部三号线	16(27.8~16)	3,290	
3-3-11	茂林寺通り	16(27.8~16)	2,450	
3-3-12	高根大通線	16(17~16)	420	
3-3-13	中央通り	20	1,290	
3-3-14	北町通り	20	370	
3-3-15	館林大通線	16(17~16)	2,270	全長3,690m
3-3-16	大手町大通線	17	1,380	
3-3-17	南館大通線	20(21~20)	950	
3-3-18	松原大通線	20(20~18)	950	東部広域4,000m
3-3-19	つづじ大通線	20(21~20)	1,080	
3-3-20	岩田大通線	18(17~16)	1,330	全長4,970m
3-3-21	富士原線	16	440	
3-3-22	公館入口線	12(17~12)	760	
3-3-23	公館通り	12(15~12)	1,180	
3-3-24	富士西線	12(15~12)	1,680	
3-3-25	学校通り	13(16~13)	960	
3-3-26	花山線	13(16~13)	700	
計	26路線		61,140	

工業団地造成事業決定区域

彩色	種別	彩色	種別	容積率・建蔽率
[茶色]	都市計画区域	[緑色]	第一種低層住居専用地域	容積率 80/建蔽率 50
[黒点線]	行政区域	[黄緑色]	第一種中高層住居専用地域	容積率 200/建蔽率 50
[赤線]	市街化区域	[黄色]	第二種中高層住居専用地域	容積率 200/建蔽率 50
[青線]	用途区域	[オレンジ]	第一種住居地域	容積率 50/建蔽率 50
[白線]	都市計画道路	[赤]	第二種住居地域	容積率 200/建蔽率 50
[緑]	都市計画公園・緑地	[紫]	近隣商業地域	容積率 200/建蔽率 80
[白]	その他の都市施設	[紫]	商業地域	容積率 50/建蔽率 50
[斜線]	風致地区	[紫]	準工業地域	容積率 50/建蔽率 50
[斜線]	特別緑地保全地区	[青]	工業専用地域	容積率 50/建蔽率 70
[斜線]	地区計画区域	[青]	市街化調整区域	容積率 50/建蔽率 50
[斜線]	土地区画整理区域	[紫]	東北縦貫自動車道	
[斜線]	人口集中地区(平成27年国調)			

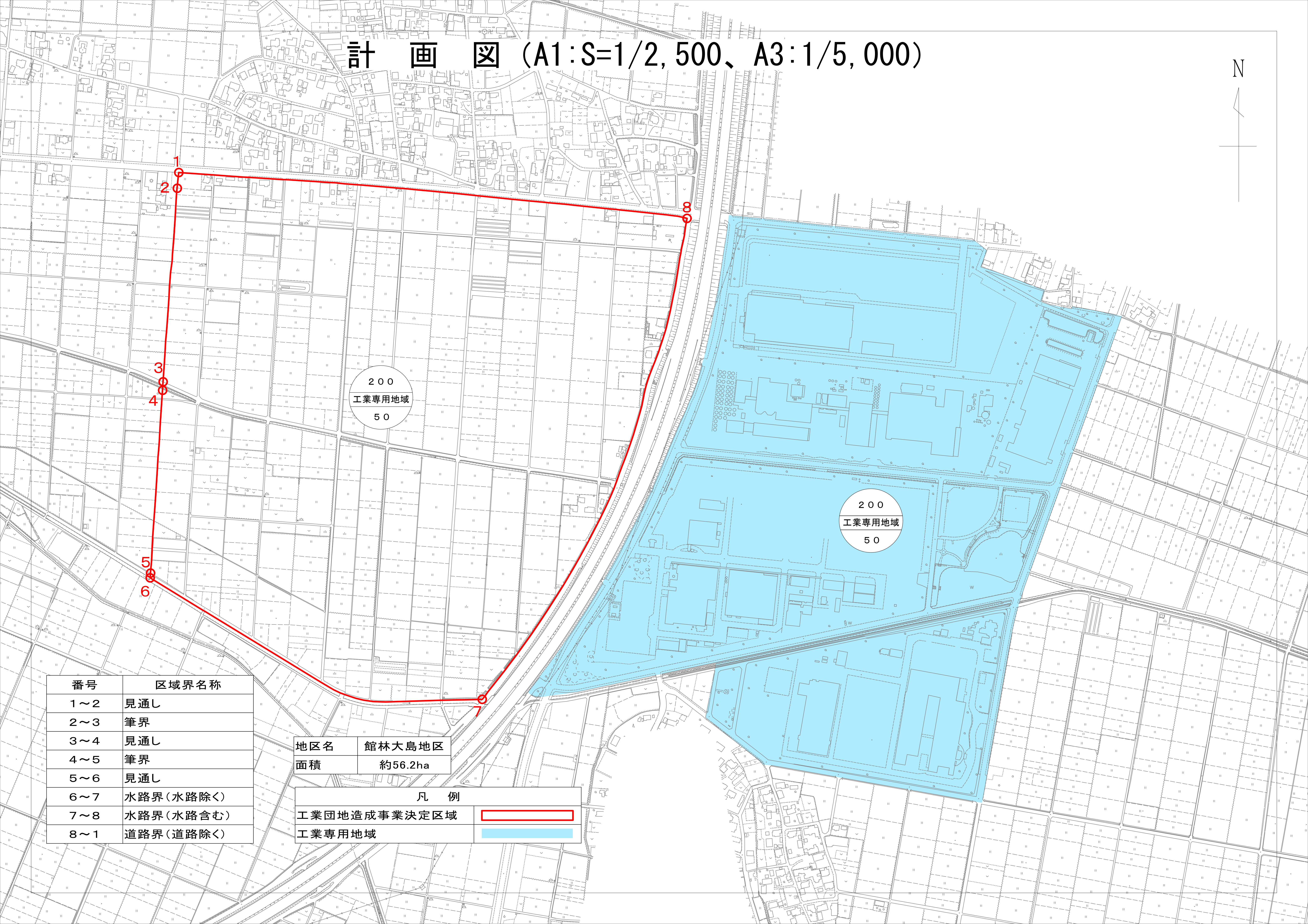
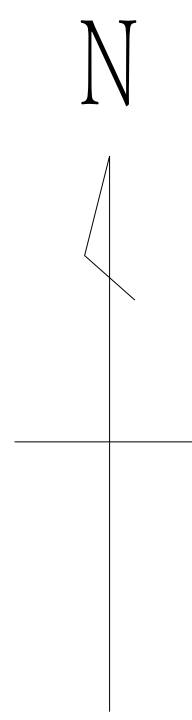
建蔽率・容積率の表示
 ○ 容積率(%)
 ⊖ 建蔽率(%)
 ※凡例及び表示してあるのは基準の建蔽率、容積率であり、風致地区や地区計画等においては異なります。

1 : 25,000
 0 500 1000 1500 2000m

株式会社バスコ調製

館林市

計 画 図 (A1:S=1/2, 500、A3:1/5, 000)




200
工業専用地域
50

200
工業専用地域
50

番号	区域界名称
1~2	見通し
2~3	筆界
3~4	見通し
4~5	筆界
5~6	見通し
6~7	水路界(水路除く)
7~8	水路界(水路含む)
8~1	道路界(道路除く)

地区名 館林大島地区
面積 約56.2ha

凡 例	
工業団地造成事業決定区域	
工業専用地域	